

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～6月11日は「危険箇所を確認する日」です～

土砂災害防止月間および危険物安全週間にあたり、危険箇所および危険物の保管状況の確認を実施しましょう。

周辺の土砂災害危険箇所や危険物の保管状況を確認する習慣を心がけましょう。

毎年各地で土石流・地すべり・がけ崩れなどの土砂災害が多発し、人命・財産に甚大な被害を及ぼしています。東日本大震災によって、地下の深いところまで地盤が緩んでいます。これから梅雨や台風などで、土砂災害が多発する時期に入りますので、近くの危険箇所を確認したり、自宅、職場およびよく行く場所が「土砂災害危険箇所」に該当していないか防災マップを活用して、家族、職場で話し合いの場を持ちましょう。また、身近にある危険物についても保管場所や保管状況について確認する習慣をつけましょう。



町の情報伝達について

町では、土砂災害警戒情報その他の防災気象情報などに基づき、避難に関する情報を発令することとしています。皆様への情報提供は、防災行政無線、緊急速報メール、登録制防災メールなどを利用して、迅速にお知らせします。

避難する時の注意事項

災害時は、町の指定避難所・指定緊急避難場所および安全な親戚、知人宅などに避難して下さい。町の指定避難所・指定緊急避難場所への避難が困難な時は、緊急の策として、近くの丈夫な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋）に避難しましょう。

土砂災害から身を守る3つのポイント

- 住んでいる場所が「土砂災害警戒区域」に該当していないか**防災マップ**を活用して確認しましょう。
 - 雨が降り出したら**土砂災害に関する情報**（特に大雨警報（土砂災害）および土砂災害警戒情報）に注意しましょう。
 - 大雨警報（土砂災害）が発表されたら「土砂災害警戒区域」などにお住まいの高齢者、お身体の不自由な人は、早めに避難しましょう。
- ※指定避難所や指定緊急避難場所に行くだけでなく、自宅の1階から2階への移動または崖から離れた部屋に移動するのも「避難」です。



☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376

6月1日は
人権擁護委員の日
です

南三陸町では、法務大臣から委嘱された6名の人権擁護委員が、人権教室の開催や人権に関する皆さんの相談に応じています。相談は無料で秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

なお、定期相談を総合ケアセンター南三陸と歌津総合支所で行っています。詳しくは、19ページをご覧ください。

【南三陸町の人権擁護委員】

志津川地区：大山たつ子委員、菅原健治委員、山田みえ子委員、佐々木房江委員
歌津地区：阿部敏克委員、千葉よう子委員

☎ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

南三陸町民 環境週間



6月1日から1週間は「南三陸町民環境週間」です。「地球温暖化」「海洋プラスチックごみ」など、漠然としながらも、既に身近な環境の問題に感じられている人も多いかと思います。町民の皆様お一人おひとりが日々の暮らしの中で、美しい南三陸町の環境保全のためにどのような行動が必要かを、この機会に考えてみてはいかがでしょうか。

町営住宅の入居者募集

町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。

募集期間

令和4年6月1日(水)～12日(日) (消印有効)

応募方法

宮城県住宅供給公社東部支社（石巻市東中里一丁目11番2号）および南三陸町役場建設課において配布する応募用紙に必要事項を記入の上、宮城県住宅供給公社東部支社に郵送でお申し込みください。

入居の要件

- 町営住宅には、以下の要件を全て満たしている人が入居できます。
- ・住宅に困っていること
 - ・世帯の月額所得金額が基準額以下であること
 <基準額> 通常の世帯…158,000円
 高齢者のみの世帯や子育て世帯など…259,000円
 - ・税を滞納していないこと
 - ・暴力団員などでないこと
 - ・同居親族がいること（高齢者等は単身可）

その他

- ・家賃は、部屋の広さや所得金額によって異なります。
- ・応募が重複した場合は、抽選により入居予定者を決定します。

☎ 宮城県住宅供給公社 東部支社 ☎0225-85-0296

戸建て木造住宅を地震に強くしませんか？

町では、戸建て木造住宅の耐震化を進めるため、耐震診断に対する補助を実施しています。また、耐震改修が必要とされた場合には、耐震改修に対する補助も実施しています。この機会に活用してください。



耐震診断

【対象建築物】①昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅

②在来軸組構法または枠組壁構法による木造3階建て以下の住宅

【自己負担額】3,400円（200平方メートルを超える住宅は自己負担額が異なります。）

耐震改修

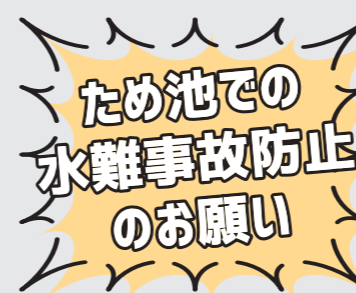
【対象建築物】耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と判断された建築物

【補助額】対象工事費（125万円まで）の22/25（条件により最大110万円）

※補助件数には限りがあります。補助金の交付申請の際には、事前相談をお願いします。

【申請締切日】令和5年1月31日(火)〔※耐震診断・耐震改修とも同じ〕

☎ 建設課営繕係 ☎46-1377



ため池に転落する水難事故が全国で多発しています。ため池は浅く見えても急に深くなっている場合がありますので、子どもたちがため池に近づかないよう、地域の皆様からのお声かけをお願いします。また、個人でため池を管理されている方については、水難事故防止対策の徹底をお願いします。町では危険防止の立札を準備しておりますので、ご入用の人は農林水産課までご連絡ください。

☎ 農林水産課農林業振興係 ☎46-1378

